

市民の皆さんのご意見を募集します ~パブリックコメントの実施~ (市民意見提出手続き制度)

西東京市子ども読書活動推進計画(素案)について

市では、現在、「西東京市子ども読書活動推進計画」の策定に向け検討を重ね、計画の素案を作成しました。その概要をお知らせするとともに、パブリックコメント(市民意見提出手続き制度)を実施します。

中央図書館(☎65-0823)

▷対象 市内在住・在勤・在学の方および市内に事業所等を有する法人その他の団体

▷意見の提出方法・提出先 次のいずれかの方法で、住所・氏名・案件名「子ども読書活動推進計画」を必ず明記し、〒188-0012南町5~6~11中央図書館へ直接または郵送 ファクス(☎63-9150) 電子メール(市のホームページ

から)▷提出期間 12月15日(木)~平成18年1月13日(金)(必着)

▷素案の閲覧 素案は、12月15日(木)から両庁舎1階情報公開コーナー、市ホームページでご覧になれます。

▷検討結果の公表 平成18年3月初旬(予定)

「西東京市子ども読書活動推進計画」は、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項に基づき策定されます。

▷計画の期間 平成18年度~平成22年度の5年間

▷計画の目的 子どもたち(0~18歳)が、自主的に読書に向かうことができるように配慮しながら、いつでも必要な本に手の届く環境を整備し、「生きる力」を育むことを目的とします。

▷計画の体系 目的実現のため、計画を体系化し具体的施策を設定します。

計画の体系

基本的理念

本来、読書は個人の自主的な活動です。計画は、個人の自主性の尊重を前提とし、0歳から18歳の発達段階を考慮した内容とします。市内のすべての子どもが読書を楽しむことができるよう、市と市民はそれぞれの立場で子どもの読書を支える活動を推進し、必要に応じて協働してその環境整備をすすめます。

子どもたちの読書活動の現状・アンケート・インタビューによる-

乳幼児・小学生・中学生・高校生

読書活動の年齢別特性

乳児期(0~2歳)・幼児期(3~5歳)・小学生期・中学高校生期

読書活動推進のための基本方針

子どもと本の出会いの場を数多く設定します。

学校図書館の一層の活用をはかりま

す。子どもの読書に関わる諸機関や市民団体の連携を進めます。

子どもの読書について大人への啓発と支援を行ないます。

西東京市 目で見える読書環境

家庭・地域における読書活動の推進

子どもたちの現状と課題・地域活動の

現状と課題・施策の内容

保育園における読書活動の推進

保育園の現状と課題・施策の内容

児童館における読書活動の推進

児童館の現状と課題・施策の内容

学童クラブにおける読書活動の推進

学童クラブの現状と課題・施策の内容

学校図書館における読書活動の推進

学校図書館の現状と課題・施策の内容

図書館における読書活動の推進

図書館の現状と課題・施策の内容

(仮称)商工業振興基本条例(案)について

市では、商工業の振興について制定する条例案について、学識経験者、商工業団体職員、商業関係者、市民で構成される産業振興検討懇談会を設置し、検討しています。このたび(仮称)商工業振興基本条例(案)がまとまりましたので、パブリックコメント(市民意見提出手続き)制度により、市民の皆さんのご意見を募集します。

産業振興課(☎内線1442)

▷対象 市内在住・在勤・在学の方および市内に事業所等を有する法人その他の

団体

▷意見の提出方法・提出先 次のいずれかの方法で、住所・氏名・案件名(商工業振興基本条例案)を必ず明記して、提出してください。

直接または郵送(〒188-8666西東京市役所田無庁舎2階産業振興課)

ファクス(☎63-9585)

電子メール(市のホームページから)

住所・氏名の公表はしませんが、匿名意見は受け付けません。また、提出された意見に個別の回答は行いません。

▷提出期間 12月15日(木)~平成18年1月13日(金)(必着)

▷条例案の閲覧 条例案は、両庁舎の情報公開コーナー、市ホームページでご覧になれます。

▷検討結果の公表 平成18年3月(予定)

項目	条例(案)骨子
目的	・商工業振興に関する基本的な事項を定めることにより、市内商工業の発展、地域経済の活性化および雇用の創出を促進し、もって市民生活の向上と活力ある地域社会の実現を図る
基本理念	・商工業の振興は、事業者自らの創意工夫及び自助努力を第一義とし、事業者、商工会、市民及び市が一体となり、推進していくことを基本とする
責務	・健康、安全、環境、少子高齢化および障害者に配慮する ・交通渋滞の改善等周辺住民の利便の確保並びに騒音防止等周辺的生活環境に配慮する ・商店街が地域の核として賑わいと交流の場となるよう努め、商店会への加入等により相互協力、応分の負担等をするよう努める
	・商工業の健全な発展に協力するよう努める
市民等	・商工会・市は、事業者の自主的な努力を促進および支援する

無料市民相談

内容	日時	場所
一般市民相談	毎週月曜日~金曜日午前8時30分~午後5時	(田)(保)
法律相談	12月27日・28日・1月5日・6日 午前9時~正午 5日は人権・身の上相談を兼ねる	(田)
	12月22日 1月4日・10日 午後1時30分~4時30分 22日は午前9時~正午で身の上相談を兼ねる	(保)
人権・身の上相談	1月5日 午前9時~正午	(田)
	12月22日 午前9時~正午	(保)
税務相談	12月22日 午後1時30分~4時30分	(田)
	1月6日 午後1時30分~4時30分	(保)
不動産相談	1月5日 午後1時30分~4時30分	(田)
	1月12日 午後1時30分~4時30分	(保)
登記相談	1月12日 午後1時30分~4時30分	(田)
	1月19日 午後1時30分~4時30分	(保)
表示登記相談	1月12日 午後1時30分~4時30分	(田)
	1月19日 午後1時30分~4時30分	(保)
交通事故相談	1月4日 午後1時30分~4時30分	(田)
	12月22日 午後1時30分~4時30分	(保)
年金・労災・雇用保険・人事一般相談	1月16日 午後1時30分~4時30分	(保)
	1月20日 午後1時30分~4時30分	(田)
行政相談	1月5日 午後1時30分~4時30分	(保)
	1月13日 午後1時30分~4時30分(遺言・相続・分割協議書)	(保)

専門相談の予約開始...12月16日(金)
相談を希望する庁舎の市民相談室に直接または電話でお申し込みください。
なお、予約開始日には窓口および電話がごみ合い、電話がつながりにくくなる場合がありますが、ご了承ください。
予約・問合せ ☎64-1311
(田)...田無庁舎2階市民相談室(内線1432)
(保)...保谷庁舎1階市民相談室(内線2115)

内容	日時	場所	問合せ
消費生活相談	毎週月曜日~金曜日 午前10時~正午 午後1時~4時	消費者センター(☎25-4040)	
住宅増改築相談	1月13日 午後1時30分~4時	田無庁舎2階ロビー	消費者センター (☎25-4141)
		保谷庁舎1階ロビー	
動物相談	12月21日 午後1時30分~2時30分	田無庁舎2階ロビー	環境保全課 (☎64-1311内線2212)
		保谷庁舎1階ロビー	
子ども家庭相談(電話・面接)	毎週火曜日~土曜日 午前9時~午後4時	コール田無3階子ども家庭支援センター相談室	子ども家庭支援センター(☎51-0600) 相談専用電話(☎51-0808)
母子相談	毎週火曜日~金曜日 午前8時30分~午後5時	保谷保健福祉総合センター1階生活福祉課(☎64-1311内線2351) 事前連絡をしてください	
身体障害者相談	1月11日 午後1時~3時	田無庁舎1階障害福祉課第1相談室 保谷保健福祉総合センター第2相談室(☎64-1311内線1561、2348)	
知的障害者相談	1月17日 午後1時~3時		
教育相談	毎週月曜日~金曜日午前9時~午後5時	保谷庁舎4階	教育相談課 (☎64-1311内線2641) 電話相談(☎25-4972)
		田無庁舎5階(予約のみ)	
女性悩みなんでも相談(電話・面接)	月・火・木曜日 午前10時~午後4時、 金曜日 午後4時~9時 火曜日は電話相談のみ	市民会館2階相談室(正午~午後1時は休み)	
		悩みなんでも相談(☎50-0222)	
カウンセリング(面接)	毎週水曜日 午後4時~9時 土曜日 午前10時~午後4時	いずれも予約優先。受付時間は、相談終了時間の30分前です。外出が難しい方には、電話でのカウンセリングにも応じます。	
		カウンセリング(☎50-0222) からだの相談予約電話(☎50-0055)	
からだの相談(面接)	12月24日 午前11時~午後4時 1月11日 午後2時~5時	生活文化課男女平等推進係(☎50-0055)	
電話医療相談(西東京市医師会)	12月20日(内科)・27日(眼科) 午後1時30分~2時30分	(☎38-1100)	
電話歯科相談(西東京市歯科医師会)	12月16日 午後0時30分~1時30分	(☎66-2033)	

担当課番号案内の田(保)の表記は (田)・・・田無庁舎(南町5~6~13) (保)・・・保谷庁舎(中町1~5~1)を表します